て旧効力法人税法第六十三条第一項の規定の適用を受けているときは、その適用を受けている特定資産の販売等に係る収益の額及び費用の額（当該時価評価事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度の所得の金額又は連結所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるもの並びに同項の規定により当該時価評価事業年度の所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるものを除く。）は、当該収益の額と費用の額との差額が少額であるものとして政令で定める要件に該当する契約その他政令で定める契約に係るものを除き、当該時価評価事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。

附則第三十条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第三十一条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第三十二条第一項中「平成四十二年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

附則第三十三条第一項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第三十四条及び第三十五条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第三十六条及び第三十七条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第三十九条及び第四十条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第四十二条第一項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第四十三条第四項中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改める。

附則第四十四条第一項中「第六項」を「第七項」に、「平成三十五年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「この条」を「第四項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者のその適用に係る特定長期割賦販売等（第二項又は第三項の規定の適用を受けたものを除く。）につき附則第二十八条第七項の規定の適用を受けることとなった場合には、当該特定長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額で同項の規定により当該事業年度の益金の額に算入される収益の額に係る部分については、当該事業者が当該事業年度終了の日の属する課税期間において資産の譲渡等を行ったものとみなす。

附則第四十五条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第四十七条第一項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条第二項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に、「平成三十二年九月三十日」を「令和二年九月三十日」に改め、同条第三項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十三年九月三十日」を「令和三年九月三十日」に改める。

附則第四十八条第一項第一号中「平成三十二年九月三十日」を「令和二年九月三十日」に改め、同項第二号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十三年九月三十日」を「令和三年九月三十日」に改め、同条第二項第一号中「平成三十二年九月三十日」を「令和二年九月三十日」に改め、同条第二項第二号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十三年九月三十日」を「令和三年九月三十日」に改める。

附則第四十九条第二項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第四項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第五項中「平成三十四年十月一日」を「令和四年十月一日」に改める。

附則第五十条第二項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第四項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改める。

附則第五十一条第九項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第十項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第五十五条第一項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に、「同年一月一日」を「平成三十一年一月一日」に改め、同条第五項中「同年分」を「令和元年分」に改め、同条第六項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に、「同年一月一日」を「平成三十一年一月一日」に改め、同条第七項中「同年分」を「令和元年分」に改める。

附則第五十六条から第六十一条までの規定中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第六十四条第一項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改め、同条第二項中「平成三十一年」を「令和元年（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間をいう。附則第八十四条第一項において同じ。）」に改める。

附則第六十五条中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第六十七条第二項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改め、同条第三項中「平成三十二年」を「令和二年」に改める。

附則第七十条第一項中「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十一年分」を「令和元年分」に改め、同条第二項中「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十二年に」を「令和二年に」に、「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改める。

附則第七十二条中「平成三十二年分」を「令和二年分」に改める。

附則第七十八条中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

附則第七十九条中「平成三十二年分」を「令和二年分」に改める。

附則第八十条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第八十一条第一項中「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十一年分」を「令和元年分」に改め、同条第二項中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第八十四条第一項中「平成三十一年」を「令和元年」に、「同年一月一日」を「平成三十一年一月一日」に改める。

附則第八十五条中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改める。

附則第八十七条第二項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改める。

附則第八十九条第三項中「新租税特別措置法第六十六条の七第九項」を「租税特別措置法第六十六条の七第十項」に、「第四十二条の十二の六第六項」を「第四十二条の十二の五の二第六項」に改め、同条第五項中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法」に改める。

附則第九十八条第三項及び第七項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改める。

附則第九十九条及び第百一条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第百二条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第百三条第二項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に、「おける新租税特別措置法」を「おける租税特別措置法」に、「（新租税特別措置法」を「（同法」に、「第六十八条の十四第八項」を「第六十八条の十五第七項」に、「第六十八条の十四第七項」に、「新租税特別措置法」を「、同法」に改める。